

# F-mail

No.37  
平成24年2月25日号

福井農林総合事務所だより



## 鳥獣害対策の体制づくりとリーダー育成が始まりました



イノシシなどの有害鳥獣による農林業への被害が拡大する中、福井農林総合事務所では平成22年度から鳥獣害対策現地指導チームを設置し、集落説明会や外部講師による現地研修会などをおして、「餌付け防止」や「農地の効果的な囲い方」、「集落体制づくり」などの普及啓発に取り組んできました。



外部講師による現地研修会

特に重視したのは地域のリーダーとなる人材の育成です。管内で特に被害が目立つ集落の中から、平成22年度に14集落、平成23年度には15集落を選定し、被害実態調査・被害要因マップ作成や防除技術対策研修会の開催などに取組んだ結果、半数近い集落では1～2年単位で交代する農家組合長ではなく、「複数年継続できるリーダー」が育っています。

次に重視したのは、市町が中心となった「集落が主体的に取り組む鳥獣害対策体制づくり」です。昨年、広域対策協議会で、小浜市や美浜町で先進事例を学んだり対策について協議を重ねた結果、永平寺町では「集落体制づくり」や、住民の狩猟免許取得などによる「捕獲体制の強化」など、町をあげて有害鳥獣対策推進体制づくりへの取り組みが始まりました。

また、本年の新たな取り組みとしてイノシシ料理の実習・試食会を行いました。清水南公民館で開催された主事研修会にて実施したもので、イタリア料理のシェフを講師に招き、イタリア・トスカーナ地方の定番料理である「カチャトーラ（狩人料理）」を作り、試食しました。

参加者のほとんどからは「イノシシに対するイメージががらりと変わった。」「こんなにおいしいものを土に埋めているなんて信じられない、もったいない。」という声があがりました。

今後も市町と連携し、鳥獣害対策の体制強化を図るとともに、獣肉の消費拡大にも力を入れていきます。



イタリアンシェフによる調理実習



イタリア・トスカーナ地方定番料理「カチャトーラ」

# 管内トピックス



## 南西俣町に続き、福島町、高田町が木材生産組合を立ち上げ コミュニティ林業に取り組んでいます!!



平成22年度にコミュニティ林業の県内第1号となった南西俣町では計画に基づき、作業道の開設と間伐材の搬出に取り組んでいます。

平成23年12月末で、作業道が7,667m開設され、間伐などにより1,918m<sup>3</sup>の木材が搬出されました。

間伐された山は生まれ変わったようです。

これに続けと、福島町と高田町でも木材生産組合が設

立され、獣害対策として山ぎわの灌木や雑草の整理や美山町森林組合と合同で間伐材等の搬出を行うための作業道の調査を行っています。また、次年度以降の木材生産に向け、福島町では1,050m、高田町では1,510mの作業道が開設されました。

なお、作業道の開設、間伐等は美山町森林組合に委託して実施しています。

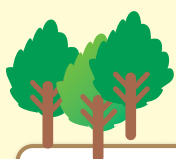


間伐材搬出作業(南西俣町)



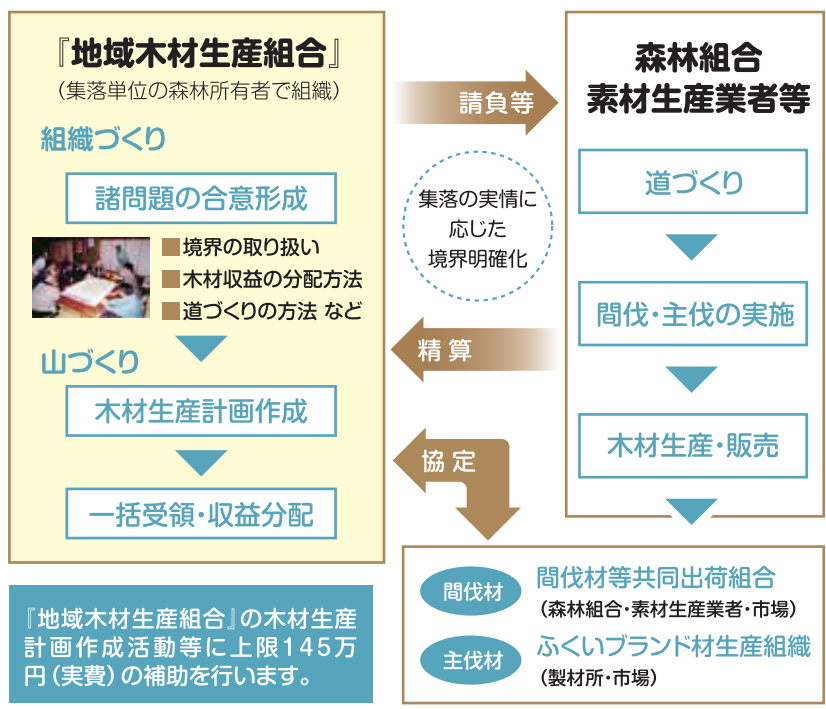
獣害対策のための山ぎわ整備(高田町)

## コミュニティ林業イメージ



県では、**集落単位**で山林の境界や道づくりなど諸問題の合意形成をはかり、一体的な森林整備・木材生産計画を立てることで、より面的で効率的な森林整備を推進することを目指した、「コミュニティ林業」を推進しています。

集落の森林所有者で組織された「地域木材生産組合」に対し、木材生産計画をたてる為に、上限145万円(実費)の補助を行っています。



# 地籍調査事業について

## 地籍調査事業とは？

地籍とは土地に関する記録であり、人に戸籍があるように土地に地籍があります。

地籍調査事業とは、国土調査法に基づいて主に市町が主体となって実施される調査であり、一筆ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査並びに境界および面積に関する測量を行い、その結果から地図（地籍図）および簿冊（地籍簿）を作成します。

こうして作成された成果（地籍図、地籍簿）は、登記所においては地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、公図（字切図）に代わる地図として地籍図が備え付けられます。



地籍調査前 公図（字限図）



地籍調査後 地籍図

## 地籍調査が行われていると…

地籍調査が行われた地域では、境界や面積など、土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められます。また、その情報を基に、土地の境界を現地に復元することが可能となります。この結果、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりではなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができます。

新潟中越地震における県道の復旧工事では、用地測量2kmを従来1年かかるところをわずか2ヶ月で完了した事例もあり、東北地方太平洋沖地震の被災県でも、浸水地域の9割が地籍調査済であり、迅速な復旧が期待されています。



## 地籍調査の流れ

### ① 住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



### ② 境界の確認（一筆地調査）

一筆ごとの土地について、土地所有者等の立会などにより、所有者、地番、境界等の確認をして、境界に「杭」を打ちます。



### ③ 確認した境界の測量（地籍測量）

図根点（基準点）を設置し、各筆の土地の境界（筆界）の測量を行い、正確な地図（地籍図）を作り、各筆の面積を計算で求めます。



### ④ 地籍簿の作成

一筆地調査と地籍測量の結果をまとめ、地籍簿を作成します。



### ⑤ 地籍調査の結果の確認（閲覧）

作成された地籍図と地籍簿の案を、住民の方々に閲覧していただき、誤り等を訂正する機会を設けます。



### ⑥ 地籍調査の成果を登記所へ送付

地籍調査の成果（地籍図と地籍簿）は、その写しが登記所に送付され、土地登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



● 地籍調査は、市町等が実施します。皆さんの費用負担はありません。地籍調査の実施を希望される場合は、自治会、町内会などで話し合い、地域の声として市役所、町役場に相談してください。

希望される場合は

市町名	実施状況	担当部局	電話番号
福井市	調査実施中	農林水産部農村整備課	0776-20-5440
永平寺町	調査実施中	農林課	0776-61-3947

左記の市役所、町役場または  
福井農林総合事務所農村整備部計画課  
〈電話 0776-21-8216〉  
までご相談ください。

# 福井県特別栽培農産物認証制度が変わりました。

より地域に密着して栽培記録等を確認することによって、福井県特別栽培農産物の信頼性を高め、継続的に制度が維持されるよう、特別栽培農産物表示ガイドラインに基づき、**農業者自らが確認し、表示する制度になりました。**

主な  
変更点

## グループ単位での届出

これまで生産者個々で申請されていた場合は、3人以上でグループ化する必要があります。  
※グループ（JA生産部会、生産組合、各種法人）で申請されていた場合はグループ化の必要はありません。

## 確認責任者の設置

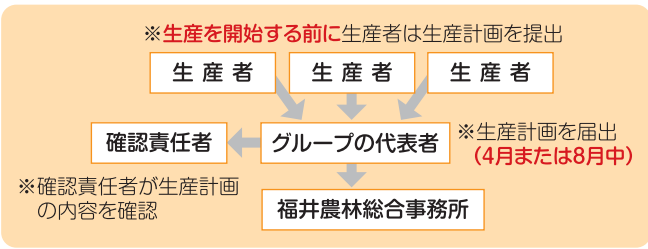
これまで、(社)福井県植物防疫協会が確認責任者となっていましたが、今年からはグループ単位で「確認責任者」を選んでいただき、グループの代表者が福井農林総合事務所へ生産計画の届出をすることとなります。  
確認責任者はグループ内の方でも、グループ外の方でも、どちらでも構いません。

## 福井農林総合事務所への提出時期の変更

これまでの1月申請→4月1日～30日  
6月申請→8月1日～31日

## 届出様式の変更

今年度に限り旧様式を使用されても構いません。  
新しい様式は福井県のHPからダウンロードできます。  
(<http://www.pref.fukui.jp/doc/nougyou/tokusai/sin-ninshouseido.html>)



【お問合せ先:福井農林総合事務所農業経営支援部 TEL0776-21-8209】

# 福井の農業を盛り上げる、高志みどりクラブの取り組み

高志みどりクラブ（管内の若手農業者クラブ:会員数25名、平均年齢31歳）では、毎年、保育園との体験農業を通じた食農教育や経営向上のための新技術の試験・導入など、プロジェクト活動に取り組んでいます。

今年は、マダガスカル発祥の新たな稲の栽培法であるSRI農法の実践に取り組みました。この農法は本来手植えの体系のため、クラブ員ほとんどが参加して田植えをし、その後の生育経過や収量・品質について調査しました。従来とは異なる栽培法に不安もありましたが、検討会を行い、みんなで知恵を出し合って無事収穫することができました。検討を重ねる中で、実際の経営に取り込めるように、田植え機植えのものと比較することとし、機械作業体系でも実践できる可能性も見出されました。



SRI農法実践の様子



北陸ブロック大会で最優秀賞受賞

また、昨年のプロジェクト活動で取り組んだ「ホウレンソウ生育予測システムの開発」についての発表では、県大会で最優秀賞を受賞し、昨年11月に北陸ブロック大会でも発表しました。その結果、課題設定や解決に向けての取り組みが高く評価され、北陸ブロックでも最優秀賞に選出されました。今年の3月に全国大会で発表する予定です。

さらに、高志みどりクラブでは、会員の資質向上の取り組みとして、経営研修会や先進地視察研修を開催したり、イベントに参加して直売活動を行うなど様々な取り組みを行っています。

こうした若手農業者の活動に興味のある方、一緒に何かやってみたい方、いらっしゃいましたらぜひお声がけください。一緒に福井の農業を盛り上げましょう。

【連絡先:農業経営支援部 高志みどりクラブ事務局 0776-21-8207】

## 編集後記

春の足音もそろそろ聞こえるような時期になりましたが、気になるのが気温の上昇とともに活発化する有害鳥獣たちの動き。1面で当事務所の鳥獣害対策の取り組みを紹介しています。

ところで、イノシシと言えば「しし鍋」しか思い浮かばなかったのですが、洒落た料理にもなるんですね。

発行: 福井県 福井農林総合事務所  
〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎内  
TEL 企画振興室(直通)0776-21-8201  
農業経営支援部(直通)0776-21-8207  
林業部(直通)0776-21-8213  
農村整備部(直通)0776-21-8216  
E-Mail:fuku-noso@pref.fukui.lg.jp